

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 介護報酬算定上における端数処理の考え方について
2. 各種減額等認定証について
3. 官報掲載告示の正誤について

(合計 本紙含め5枚)

vol. 37

平成12年2月23日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

介護報酬算定上における端数処理の考え方について

1. 介護報酬算定上における端数処理については以下のとおりとする。

(1) 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う際に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(例) 訪問介護（身体介護中心 30分以上1時間未満で402単位）

・ 3級ヘルパーの場合95%減算 $402 \times 0.95 = 381.9$
→ 382単位

・ 3級ヘルパーで夜間早朝の場合 $382 \times 1.25 = 477.5$
→ 478単位

* $402 \times 0.95 \times 1.25 = 477.375$ として四捨五入するのではない。

(2) 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生じる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記(1)の事例で、このサービスを月に5回提供した場合。
(地域区分は特別区)

$478 \text{ 単位} \times 5 \text{ 回} = 2,390 \text{ 単位}$

$2,390 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ 円/単位} = 25,620.8 \text{ 円}$

→ 25,620円

2. なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、すでに端数処理をした単位数（整数値）である。

○各種減額等認定証について

平成11年9月17日全国会議で「案」としてお示しした各種減額等認定証について、近日中に確定版をお示しいたしますので、印刷及び交付につきましては今しばらくお待ち下さい。

各種減額等認定証

①標準負担額減額認定証

②特定標準負担額減額認定証

③利用者負担額減額・免除認定証

④利用者負担額減額・免除認定証

(特別養護老人ホーム旧措置入所者に関する経過措置)

※①②の証につきましては、省令で規定する様式になる予定です。

官報掲載告示の正誤について

平成12年2月10日付で官報に掲載された告示に下記のとおり誤りがあったので、訂正願います。

なお、訂正箇所については後日官報公布されることを申し添えます。

掲載頁	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

3	下	2	介護サービス計画	居宅サービス計画
		3	利用者及びその家族等	利用者若しくはその家族等
		3	介護サービス	居宅サービス
		10	介護サービス計画	居宅サービス計画
		11	利用者及びその家族等	利用者若しくはその家族等
		11～12	介護サービス	居宅サービス

○厚生省告示第20号「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」

10	上	10	指定居宅介護支援給付費単位数表	指定居宅介護支援介護給付費単位数表
		19	(平成九年法律第百二十三号)	(平成九年法律第百二十三号)

○厚生省告示第27号「厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」

27	上	12	及び附則第二条第二項	及び同令附則第二条第二項
	下	25	第百三十八条及びの	第百三十八条の

掲載頁	段	行	欄	正
-----	---	---	---	---

○厚生省告示第29号「厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」

28	3	19	指定短期入所療介護	指定短期入所療養介護
----	---	----	-----------	------------

○厚生省告示第30号「厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」

29	下	4	重症皮膚潰瘍管理指導	重症皮膚潰瘍 ^{かいよう} 管理指導
----	---	---	------------	-----------------------------

○厚生省告示第33号「居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額」

31	下	終わってから5～6	短期通所サービス	短期入所サービス
32	上	28	短期通所サービス	短期入所サービス

○厚生省告示第34号「居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」

32	1	終わってから1	十万円	十万円
----	---	---------	-----	-----

○厚生省告示第35号「居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額」

32	2	終わってから1	二十万円	二十万円
----	---	---------	------	------

○厚生省告示第37号「短期入所サービス区分に係る介護保険法第四十三条第一項及び第五十五条第一項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額」

32	3	終わってから20	第八十七第二項	第八十七条第二項
----	---	----------	---------	----------